

新潟県公安委員会規則第6号

警備業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月17日

新潟県公安委員会

委員長 小川 和 明

警備業法施行細則の一部を改正する規則

警備業法施行細則（昭和47年新潟県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（検定合格警備員の配置を要する交通誘導警備業務）</p> <p>第2条の2 規則第2条の表の<u>6</u>の項に規定する公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認めるものは、別表第3に掲げる道路（新潟県内の区間に限る。）において行う交通誘導警備業務とする。</p> <p>別表第3（第2条の2関係）</p> <p>(1) 一般国道7号</p> <p>(2) 一般国道8号</p> <p>(3) 一般国道17号</p> <p>(4) 一般国道18号</p> <p>(5) 一般国道49号</p> <p>(6) 一般国道113号</p> <p>(7) 一般国道116号</p> <p>(8) 一般国道117号</p> <p><u>(9) 一般国道148号</u></p> <p><u>(10) 一般国道292号</u></p> <p><u>(11) 一般国道350号</u></p> <p><u>(12) 一般国道351号</u></p> <p><u>(13) 一般国道403号</u></p>	<p>（検定合格警備員の配置を要する交通誘導警備業務）</p> <p>第2条の2 規則第2条の表の<u>5</u>の項に規定する公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認めるものは、別表第3に掲げる道路（新潟県内の区間に限る。）において行う交通誘導警備業務とする。</p> <p>別表第3（第2条の2関係）</p> <p>(1) 一般国道7号</p> <p>(2) 一般国道8号</p> <p>(3) 一般国道17号</p> <p>(4) 一般国道18号</p> <p>(5) 一般国道49号</p> <p>(6) 一般国道113号</p> <p>(7) 一般国道116号</p> <p>(8) 一般国道117号</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の2の改正は、公布の日から施行する。